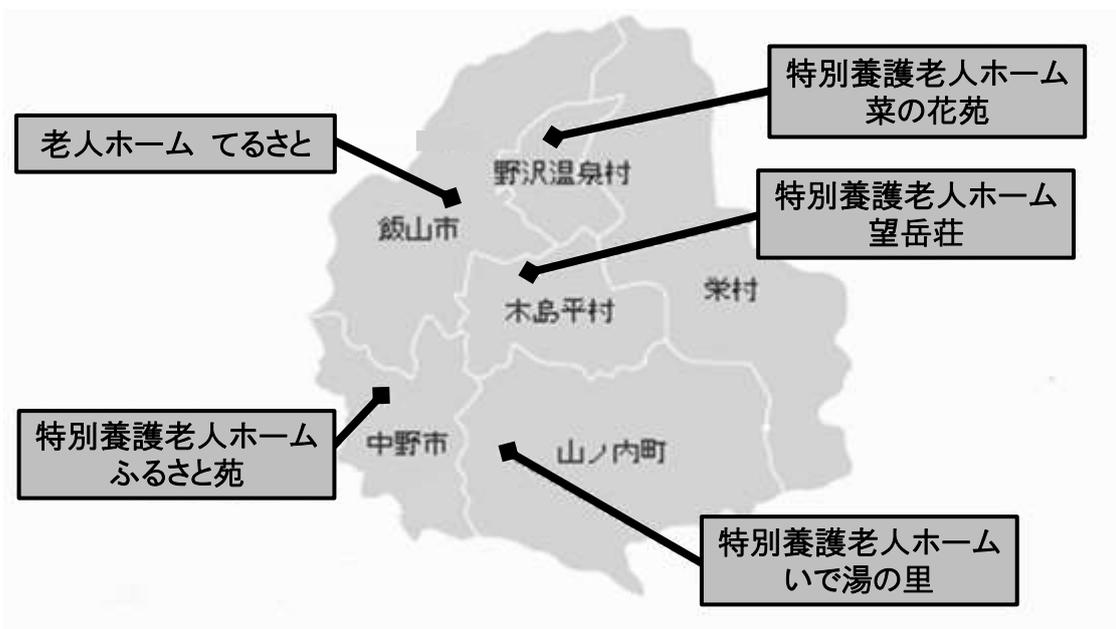


## 北信広域連合が運営する特別養護老人ホームについて

北信広域連合では、5か所の特別養護老人ホームについて入所申請書の受け付けをしています。どの施設においても安心して介護が受けられるよう、サービスの充実に努めています。



### 北信広域連合 特別養護老人ホーム施設

施設名	所在地	定員	個室の数
望岳荘	木島平村大字穂高 721-3 0269-82-2359	91名	20室
いで湯の里	山ノ内町大字佐野 799-2 0269-33-5565	70名	無
菜の花苑	野沢温泉村大字豊郷 9863-1 0269-85-4710	62名	14室
ふるさと苑	中野市大字穴田 2322-1 0269-24-3150	71名	15室
てるさと	飯山市大字照里 2000 0269-65-2032	90名	20室
事務局	中野市大字豊津 2508 中野市豊田支所 2階 0269-38-5050		

※ 個室につきましては、施設の状況によりご希望に添えない事があります。

#### 【特別養護老人ホームとは】

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理などのサービスが受けられます。

なお、原則要介護3以上の方が入所の対象となります。

## ◆特別養護老人ホームへの申込み方法について

申込書は北信広域連合が運営する各施設に置いてあります。また、北信広域連合ホームページよりダウンロードすることもできます。

なお、入所をご希望する方は、『入所申込書』と『情報提供票』に必要事項をご記入のうえ、特別養護老人ホーム、または北信広域連合事務局にご提出ください。

また、記入方法にご不明な点がありましたら、ご相談ください。

## ◆入所申込みを行えばすぐに入所できるのですか？

お申し込みをいただいた方の身体状況や環境などを客観的に評価するため、北信広域連合では入所検討委員会を設けて優先順位の検討を行っています。

### ◎入所検討委員会について

Q 申込書を提出して1年経っても入所できませんが、どうしてでしょうか？

A 本制度では、申し込み順ではなく、入所の必要度が高いと判断される方から順次優先的に入所できるようにしています。

Q 入所検討委員にはどんな方がいますか？

A 入所検討委員には、行政の立場から市町村の職員、在宅介護の立場から居宅介護支援事業所のケアマネージャー、施設の立場から特養の職員で審査しています。

Q 入所検討委員会はどのくらい開催されていますか？

A 1か月に1回審査しています。

## ◆独り暮らしや高齢者世帯の方が入所する場合について

### ◎独り暮らしの方について

Q 独り暮らしですが、入所するにあたり身元引受人は必要でしょうか？

A 身元引受人は必ずしも必要ではありませんが、生活において医療の判断が必要となる場合がありますので、医療等の方針について事前に考えておくとい良いでしょう。

Q 独り暮らしですが、判断能力を失った場合はどのようになりますか？

A 成年後見制度を活用することをお勧めします。市町村の高齢者支援担当窓口や地域包括支援センターなどにご相談ください。

### ◎高齢者世帯の方について

Q 高齢者世帯ですが、緊急時の連絡や駆けつけ対応ができない場合はどのようにすればよいですか？

A ご親戚等のご協力をお願いします。

## ◆入所時の注意事項について

### (1) 入所時に注意いただく事項について

Q 施設から入所の連絡がきました。入所を断ったらどうなりますか？

A 希望者側の都合により入所辞退したときは、辞退の理由から入所検討委員会において順位を繰り下げます。なお、再度入所辞退があったときは名簿から削除できることとなっています。入所させたい施設のみを選択することをお勧めします。

Q 北信広域連合の施設に入所してから、同じ広域連合の他の施設を希望して移動することができますか？

A 施設間の移動はできません。申し込みをされる時は、北信広域連合施設間での移動ができないことを理解された上で申し込みをお願いします。

Q 入所にあたって、住民票は異動しなければいけませんか？

A 原則、住民票は異動するようにお願いします。

Q 医療行為（インシュリン注射・人工透析・癌治療・胃瘻・経管栄養・在宅酸素等）が必要なのですが入所はできますか？

A ご利用者様の状況や施設の医師による判断にもよりますが、施設では日常的な健康管理以外の医療行為には対応できません。

## （2）施設に入所してからの注意点等について

Q 入院したら退所しなければいけませんか？

A 入院したからといって必ずしも退所しなければいけない訳ではありません。入院治療し、施設での生活に復帰が可能となれば引き続き利用することができます。

ただし、当連合の施設では3カ月以上の入院での退所を目安としています。その場合は居宅介護支援事業所や病院等と連携し、その後の生活についてご相談させていただきます。

Q 体調が悪い時はどうなりますか？

A 日中は看護職員がおります。医師は常駐しておりませんが、状態に変化等があった場合は往診日以外でも医師と連絡を取って対応していきます。

また、医師の指示によりご家族様に対応していただくこともあります。

Q 看取り介護はしてもらえますか？

A 施設での看取りを希望される場合は、看取り介護が可能です。安らかな最期を迎えていただけるように、ご利用者様、ご家族様の思いを受け止め、充実した時間を一緒に過ごすための支援をさせていただきます。

なお、看取り介護の実施については、ご家族様と相談し、同意を得た場合に限りませので、ご相談させていただきます。

Q 外出・外泊はできますか？

A 外出・外泊等する場合には、薬や食事の手配等の関係がありますので、事前にご連絡をいただくようお願いいたします。

Q 飲食物を持ち込んでもよいですか？

A 原則として持ち込みはご遠慮いただいておりますが、持ち込みを希望される場合には必ず事前に職員にご相談ください。

また、衛生管理上、手作りの物はお断りしております。

Q 髪の毛のカットをしたい場合はどうしたらいいですか？

A 理美容の方が施設に来てカットを行いますのでご利用ください。

なお、費用については、実費を請求させていただきます。

Q 衣類の洗濯はしてもらえますか？

A 基本、施設で対応しておりますが、施設で対応できかねるものがありましたら、相談させて頂く場合があります。

Q リハビリはしてもらえますか？

A 日常生活において必要な動作を繰り返すことがリハビリとなるという考え方のもと、訓練室において実施されるリハビリではなく、日々の生活の中でご利用者様の能力の活用を支援しながら関節可動域や筋力の維持、脳の活性化を図ることを常に意識しながら体操やマッサージ、レクリエーションなどを通じて生活の中でリハビリを行っています。

Q 面会時間はありますか？

A 午前9時から午後8時です。ご面会の際は必ず職員にお声掛けください。  
また、感染症の流行や予防のために面会制限をさせていただくこともあります。

Q 施設から退所しなければならない場合はどんなときですか？

A 特養は、介護保険制度の規定で原則、要介護3以上の方の入所施設です。入所時には、要介護3以上であっても、入所中に要介護度が改善されて要介護2以下となった場合には退所していただくこととなります。

また、利用料の支払いの遅延や未払いの場合にも退所していただくこともあります。

### (3) 職員及び医師の体制について

Q 職員体制はどうですか？

A 日中は、介護職員と看護職員でご利用者様の支援をしております。夜間は介護職員による夜勤体制で介護しております。

また、看護職員も夜間はオンコール（自宅待機）体制で対応しています。

Q 医師はどのような体制になっていますか？

A 医師は常駐していませんが、毎週定期的な往診による健康管理と必要時の診察により、ご利用者様の日常的な健康管理に対応しています。

また、ご利用者様の疾患によっては、医療機関にかかっている場合があります。

### (4) その他

Q 施設の見学は可能ですか？

A 事前にご連絡を頂ければ見学は可能です。見学を希望される場合は、事前に施設へご連絡をお願い致します。

◎ ご不明な点につきましては、施設または事務局へお問い合わせください。